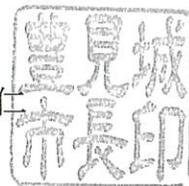




豊 総 人 第 289-1 号
令和 3 年 10 月 22 日

豊見城市議会
議長 外間 剛 様

豊見城市長 山川 仁



豊見城市議会 有志の会からの実態把握調査に対する抗議文

現在、一部職員を対象に豊見城市市議会議員有志の会より実態把握調査が届けられている報告を受けております。

任意団体からの申出でありますので、市服務規定や地方公務員法に定める守秘義務や服務等に抵触することも考えられる他、職務環境をみだりに混乱させ、業務に支障がでることも想定されます。この影響から市民サービスの低下に繋がることから断じて許されない行為であります。

周知のとおり、本市においてはハラスメントの発生防止のため、研修や通知等による啓発など様々な機会を通じて職場の意識向上を図るほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)」により労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置については、既に講じており、一定の効果を示しているところであることから、職務に従事する職員の不安を煽るような行為については、誠に遺憾な行為と考えます。

貴議会一部の議員のこのような行為については、強く抗議し、既に配布している実態調査の回収を行うよう強く求めます。



事 務 連 絡
令和3年10月22日

職員各位

総務企画部 人事課長

任意団体からの実態把握調査の取り扱いについて

職員の皆様、日頃より業務推進に関し、大変ご苦勞様でございます。

さて、現在、一部職員を対象に豊見城市市議会議員有志の会より実態把握調査が届けられている報告を受けております。

任意団体からの申出でありますので、職員の皆様におかれましては、市服務規定や地方公務員法に定める守秘義務、専念義務等に抵触することのないよう、慎重な対応を行いますようよろしくお願いいたします。

つきましては、毎年10月に厚生労働省が主唱する労働衛生意識の高揚を目的とした「全国労働衛生週間」が実施されていることもあり、令和3年3月に規定しました「豊見城市職員のハラスメント防止等に関する規程」を周知したところでもありますので、職場内における各種ハラスメントの内容、相談窓口及び事後措置等について認識し、理解を深めるとともに、ご気軽に活用くださいますよう改めてご連絡いたします。